

三芳町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

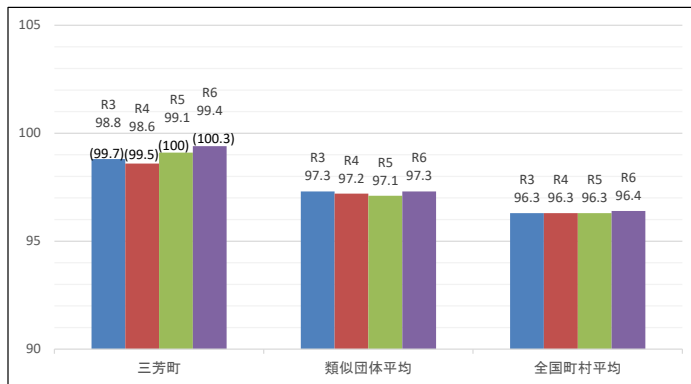
区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) R4年度の人件費率
R5年度	37,453人	15,056,160千円	1,097,588千円	2,460,402千円	16.3%	16.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	256人	970,363千円	207,195千円	397,801千円	1,575,359千円	6,154千円	5,777千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③のいずれにも該当しません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準に平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施

実施内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げを行っています（国は2.0%の引下げ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

②地域手当の見直し

実施内容

（支給割合）国基準6%に対し、三芳町においては7%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。

（参考）

	平成26年度 支給割合	平成27年度 4月1日時点 支給割合	平成27年度 国改定後 支給割合	平成28年度 支給割合	平成29年度 支給割合	平成30年度 支給割合	令和元年度 支給割合	令和2年度 支給割合	令和3年度 支給割合	令和4年度 支給割合	令和5年度 支給割合	令和6年度 支給割合
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
三芳町の支給割合	8%	7%	—	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%	7%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三芳町	42.5歳	315,493円	377,500円	363,684円
埼玉県	41.8歳	319,425円	411,863円	367,476円
国	42.1歳	323,823円	-	405,378円
類似団体	41.3歳	306,955円	371,835円	340,734円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベ ース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
三芳町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち土木作業員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	54.9歳	139人	322,835円	378,075円	358,877円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
類似団体	51.6歳	6人	294,467円	327,123円	313,418円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
三芳町	-	-	-
うち土木作業員	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※三芳町技能労務職については、対象となる職員数が少ないため個人が特定されることから公表しておりません。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（R6年4月1日現在）

区分	三芳町	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒 206,600円	205,579円	196,200円
	高 校 卒 176,100円	173,584円	166,600円
技能労務職	高 校 卒 -	176,428円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	299,900円	367,600円	400,100円	412,300円
	高 校 卒	—	—	—	381,900円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

※一般行政職経験年数10年は10年以上15年未満、20年は20年以上25年未満、25年は25年以上30年未満、30年は30年以上35年未満の職員について掲載しています。

※「—」表記については、対象となる職員がいない、または職員数が少ないため個人が特定されることから公表しておりません。

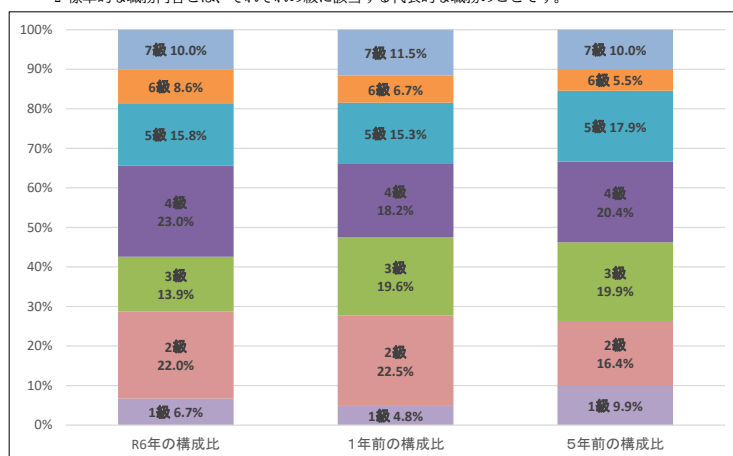
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (R6年4月1日現在)

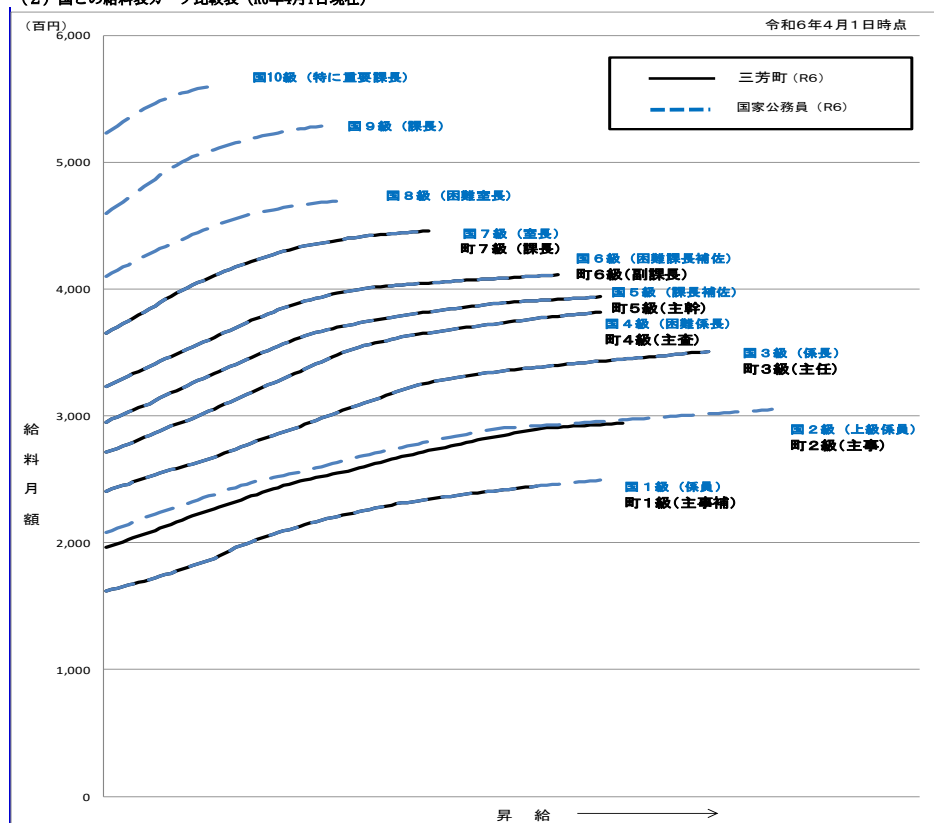
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	14人	6.7%	162,100円	244,700円
2級	主事	46人	22.0%	196,200円	294,400円
3級	主任	29人	13.9%	240,900円	351,000円
4級	主査	48人	23.0%	271,600円	382,000円
5級	主幹	33人	15.8%	295,400円	394,000円
6級	副課長	18人	8.6%	323,100円	411,300円
7級	課長	21人	10.0%	365,500円	446,200円

(注) 1 三芳町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (R6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 芳 町		埼 玉 県		国	
1人当たり平均支給額 (R5年度)	1,481千円	1人当たり平均支給額 (R5年度)	1,617千円	—	
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（R6年4月1日現在）

三 芳 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	10,630千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		74,457千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		270,753円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	7%	275人	—

(4) 特殊勤務手当 (R6年4月1日現在)

支給実績 (R5年度決算)		25千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)		5,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5年度)		1.8%	
手当の種類 (手当数)		4手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	健康増進課職員	消毒作業	日額1,000円
行旅病人等取扱手当	福祉課職員	行旅死病人の収容	1件につき 行旅病人 2,000円 行旅死亡人 5,000円
災害作業手当	全職員	災害対策業務	1回につき1,000円
徴収等事務手当	税務課職員	町税の徴収事務	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (R5年度決算)	28,498千円
職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)	150千円
支給実績 (R4年度決算)	25,651千円
職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)	133千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日の職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間職員を含みます。

(6) その他の手当 (R6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		22,562千円	221,197円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	満16歳～22歳までの子 +5,000円				
住居手当	貸家、貸間 28,000円 (支給限度額)	同じ		16,853千円	290,558円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額	異なる	距離区分及び支給金額	18,041千円	76,443円
	交通用具利用者 距離に応じた額				
	2km以上5km未満 3,300円				
	以下 2km増毎 +1,000円				
	33km以上(上限) 18,300円				
管理職手当	支給額	異なる	支給金額	35,874千円	432,217円
	参事 45,000円				
	課長 45,000円				
	副課長 37,000円				
	主幹 30,000円				
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は平日深夜 (午前0時から午前5時) に勤務した場合 週休日等7,000円から9,000円 平日深夜4,000円から6,000円	異なる	支給金額	0千円	0円
日直手当	1回 5,000円	異なる	支給金額	1,290千円	5,244円
	年末年始 (12/29～1/3) 10,000円				
休日勤務手当	1時間当たりの給料単価×135%	同じ		229千円	10,873円

5 特別職の報酬等の状況（R6年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給料	町 長		750,000円		(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 町 長		640,000円		920,000円 ／ 580,800円			
報酬	議 長		326,000円		760,000円 ／ 522,000円			
	副 議 長		272,000円		499,000円 ／ 252,000円			
	議 員		252,000円		430,000円 ／ 202,000円			
期末手当					400,000円 ／ 174,000円			
	町 長		(R5年度支給割合)					
	副 町 長		4.40 月分					
	議 長		(R5年度支給割合)					
退職手当	副 議 長		4.40 月分					
	議 員							
			(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	町 長		75万円×在職月数×0.35×1.15		14,490,000円		任期毎	
退職手当	副 町 長		64万円×在職月数×0.21×1.15		7,418,880円		任期毎	
	備 考		支給額につきましては埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例によります。					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

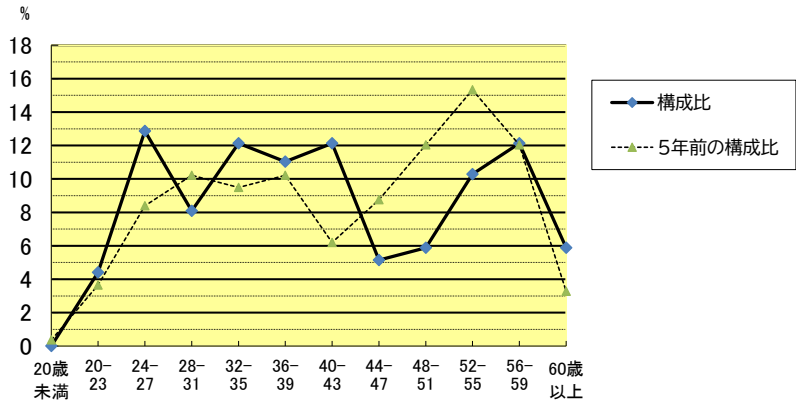
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年	令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0			
		総務	76	75	△ 1	事業終了による		
		税務	22	23	1	欠員補充による		
		民生	63	64	1	欠員補充による		
		衛生	16	14	△ 2	機構の見直しによる		
		農林水産	8	8	0			
		商工	3	3	0			
		土木	27	27	0			
	教育部門	計	218	217	△ 1	<参考> 人口1万当たり職員数 57.94 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 52.99 人)		
		小計	38	38	0	機構改革による		
公会営計企業部門等	水道	水道	8	7	△ 1	欠員による		
		下水道	4	4	0			
		その他	16	17	1	業務増による		
	小計	28	28	0				
合 計		284	283	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.56 人			
		[381]	[381]	[0]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（R6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	12人	35人	23人	34人	31人	34人	15人	16人	30人	37人	16人	283人

(3) 職員数の推移

部門 \ 年度	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	210人	214人	218人	220人	218人	217人	7	0.0
教育	35人	35人	34人	36人	38人	38人	3	0.1
公営企業等会計	29人	30人	29人	30人	28人	28人	▲1人	▲3.4%
総合計	274人	279人	281人	286人	284人	283人	9	0.0

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R4年度の総費用に 占める職員給与費比率
R5年度	749,454千円	6,937千円	43,103千円	5.8%	5.6%

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。また、対象となる職員が少ないため個人が特定されることから、公表しておりません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	8人	31,251千円	7,300千円	8,821千円	47,372千円	5,922千円	6,118千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三芳町水道事業	46.3歳	325,531円	493,442円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業		三 芳 町（一 般 行 政 職）	
1人当たり平均支給額 （R5年度）	1,103千円	1人当たり平均支給額 （R5年度）	1,481千円
（R5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 （1.35）月分	勤勉手当 2.00 月分 （0.95）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 （1.35）月分	勤勉手当 2.00 月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（R6年4月1日現在）

水 道 事 業			三 芳 町（一 般 行 政 職）		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	—		1人当たり平均支給額	10,630千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
また、対象となる職員が少ないため個人が特定されることから、公表しておりません。

ウ 地域手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			2,405千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			300,537円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	7%	8人	7%

エ 特殊勤務手当（R6年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	—
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	608千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	152千円
支給実績（R4年度決算）	662千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	166千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間職員を含みます。

カ その他の手当（R6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		1,392千円	278,400円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	満16歳～22歳 までの子 +5,000円				
住居手当	貸家、貸間 28,000円 (支給限度額)	同じ		672千円	0円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額	異なる	距離区分 及び 支給金額	520千円	86,510円
	交通用具利用者 距離に応じた額				
	2km以上5km未満 3,300円				
	以下 2km増毎 +1,000円				
	33km以上(上限) 18,300円				
管理職手当	支給額	異なる	支給金額	1,704千円	426,000円
	参事 45,000円				
	課長 45,000円				
	副課長 37,000円				
	主幹 30,000円				
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により連休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は平日深夜（午前0時から午前5時）に勤務した場合 週休日等7,000円から9,000円 平日深夜4,000円から6,000円	異なる	支給金額	0千円	0円
休日勤務手当	1時間当たりの給料単価×135%	同じ		15千円	4,943円

(2) 下水道事業
① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) R4年度の総費用に 占める職員給与費比率
R5年度	683,102千円	192,385千円	18,729千円	2.7%	2.2%

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。また、対象となる職員が少ないため個人が特定されることから、公表しておりません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	4人	16,432千円	3,173千円	5,108千円	24,713千円	6,178千円	6,023千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員は含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（R6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三芳町下水道事業	50.3歳	342,331円	514,844円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		三 芳 町（一 般 行 政 職）	
1人当たり平均支給額 （R5年度）	1,277千円	1人当たり平均支給額 （R5年度）	1,481千円
（R5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 （1.35）月分	勤勉手当 2.00 月分 （0.95）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 （1.35）月分	勤勉手当 2.00 月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（R6年4月1日現在）

下 水 道 事 業			三 芳 町（一 般 行 政 職）		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 —			1人当たり平均支給額 10,630千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）		1,236千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）		308,874円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給率）
全地域	7%	4人 7%

エ 特殊勤務手当（R6年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	—
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	—
手当の種類（手当数）	なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	215千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	108千円
支給実績（R4年度決算）	167千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	56千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日の職員数
2（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間職員を含みます。

カ その他の手当（R5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度と との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同じ		498千円	0円
	子 10,000円				
	父母等 6,500円				
	満16歳～22歳 までの子 +5,000円				
住居手当	貸家、貸間 28,000円 (支給限度額)	同じ		306千円	306,000円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃相当額	異なる	距離区分 及び 支給金額	199千円	49,641円
	交通用具利用者 距離に応じた額				
	2km以上5km未満 3,300円				
	以下 2km増毎 +1,000円				
	33km以上(上限) 18,300円				
管理職手当	支給額	異なる	支給金額	720千円	360,000円
	参事 45,000円				
	課長 45,000円				
	副課長 37,000円				
	主幹 30,000円				
管理職員特別勤務手当	指定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により 週休日、祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は平日 深夜（午前0時から午前5時）に勤務した場合 週休日等7,000円から9,000円 平日深夜4,000円から6,000円	異なる	支給金額	0千円	0円
休日勤務手当	1時間当たりの給料単価×135%	同じ		0千円	0円